

北本自然観察公園における利用料金の額について

2025 年 5 月 1 日改定

埼玉県都市公園条例第 9 条第 1 項 に掲げる行為の種類		単 位		金 額
		数 量	期 間	
第 1 号の物品の販売、興行その他の 営業行為		1 m ²	1 時間	4 円
第 3 号の 撮影	写真の撮影	1 件	1 時間	1 1 0 0 円
	映画等の撮影	1 件	1 時間	3 7 0 0 円
第 4 号の競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに類する催し		1 m ²	1 時間	3 円
第 6 号の 広告物の表示	大型映像装置 による広告	設定なし		
	その他の広告	設定なし		

- ・ 利用料金の減免は、国または地方公共団体が主催または共催する場合に限り全額免除、国または地方公共団体が後援する場合については半額免除とする。
- ・ 第 3 号の撮影に関して、利用者に同行する業としての行為は申請の対象とする。施設の設置目的に沿った広報のための撮影については、申請の対象としない。
- ・ 利用申請の受付開始日は、原則として、利用したい月の 3 ヶ月前の 1 日（埼玉県自然学習センター閉館日にあつては翌開館日）からとする。